

全中連ニュース

編集・発行 / 一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
TEL03(5651)7301 FAX03(5640)6055

〒103-0015 東京都中央区日本橋兜町1-6-2 第2大谷ビル
ホームページ < <https://zenchuren-group.jp> >

外国人技能者支援事業を積極的に展開する 令和4年度全中連社員総会開催

5月27日(金)、東京都中央区の東京証券会館において令和4年度の定時社員総会が開催されました。最初に「全中連模範的な優秀技能者表彰」の表彰式が行われ、3名の方に賞状が授与されました。続いて審議では令和3年度事業報告と収支決算、同監査報告、理事・監事の選任が行われ、上程された4議案は原案通り承認されました。

令和4年度の事業計画については、コロナ渦における経営基盤脆弱化と建設業法改正など喫緊の課題への対応と、事業所の経営活動をリスクマネジメントする「全中連トータルサポートプラン」と休業補償に特化した新たな保険制度「所得補償サポートプラン」の普及を図るとしました。

令和4年度の新たな事業として、建設業界における深刻な人手不足の解消として国が進めている一定の専門性・技能を有する外国人(特定技能外国人)の受入れをサポートするために、特定技能外国人受入事業実施法人である一般社団法人建設技能人材機構(JAC)の正会員となり「外国人技能者支援事業」を創設しました。これにより会員の皆様は特定技能外国人を受入れて人手不足を補うことができるようになりました。さらに、登録支援機関と業務提携を締結し、各種の支援業務と公的手続きをワンストップで提供できる体制も整えましたので、会員事業者の特定技能外国人受入れの全面的な支援を本年度から積極的に行うこととしました。

令和4年度の取組み事業については以下の通りです。

令和4年度の取組み事業について

- (1) 建設キャリアアップシステムにおける事業者、技能者情報の代理登録申請の推進
- (2) 全中連トータルサポートプラン及び所得補償サポートプランの普及
- (3) 全中連総合補償制度の普及
- (4) 全中連外国人技能者支援事業の推進
- (5) 職長・安全衛生責任者教育講習の推進
- (6) 建設国保の母体組織としての加入促進・連携の強化
- (7) 財政基盤の確立・組織拡充に関する活動
- (8) 中小企業基盤整備機構(中小機構)の小規模企業共済普及のための調査・検討
- (9) 国土交通省の政策等に関わる課題等への取組み・検討
- (10) 労務安全等に関する啓発・教育講習等の実施
- (11) 建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会に係る対応
- (12) 表彰規定に基づく模範的な優秀技能者表彰の実施
- (13) 広報関連(全中連ニュースの発行並びに・ホームページの充実)

各種事業の一層の周知と推進を図るため、ホームページを充実させるとともに、「全中連トータルサポートプラン」と新たな保険制度「所得補償サポートプラン」については、会員団体の要望に沿った出張説明会やZOOM説明会の実施を行うこととしています。

第27回臨時理事会開催 第3期役員体制決まる

令和4年度定時社員総会における理事・監事選任の議決承認を受けて、定時社員総会後に行われた第27回臨時理事会において役員の内選が行われ、第3期役員体制が決まりました。

会長	上田 禎昭	奈良建築事業協同組合
副会長	奥田 寿人	和歌山県中小建設業協会
副会長	藤井 伸二	一般社団法人 中部建設業組合連合会
理事長	森 眞一郎	一般社団法人 北陸建設業協会
理事	徳永康司	長崎建設組合
理事	松田 文衛	三重県建築業組合連合会
監事	藤井 弘	滋賀県中小建設業組合
監事	橋本 昇	橋本会計事務所

<順不同>

全中連模範的な優秀技能者表彰行われる

令和4年度の定時社員総会において「全中連模範的な優秀技能者表彰」が行われ、3名の受賞者に対して賞状が贈られました。今回はコロナウイルス感染防止の観点から、所属団体の代表者に上田会長から表彰状を代理で受け取っていただきました。

■以下の方々が受賞されました。

- 西 茂久 (一般社団法人北陸建設業協会)
- 岡 副 嘉 彰 (三重県建築業組合連合会)
- 清 水 稔 (三重県建築業組合連合会)



■模範的な優秀技能者表彰の目的

長年にわたり建設工事業に携わり、技能向上、無事故施工、後進の指導・育成等に積極的に貢献されてきた方を表彰し、技能者各位の地位の向上を目指すことを目的に実施される全中連の会長表彰制度。

■模範的な優秀技能者表彰の基準

模範的な優秀技能者の表彰は、次の各号すべてを満たすものについて行う。

- ① 技能士、施工管理技士または建築士を有している。
- ② 建設技能者として20年以上の実務経験を有する。
- ③ 人物的に優れており、他の模範と認められる。

建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

組合のホームページで保険料の試算ができます



※詳しくは組合ホームページをご覧ください <http://www.kensetsukokuho.or.jp/>

全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4
TEL: 03-5652-7001 FAX: 03-5652-7035

外国人技能者支援事業 利用申込希望269社

外国人支援事業は、本年の4月1日の事業開始から3カ月を迎えた7月末日時点で、269社からの申し込みを受けています。

2019年4月より、「特定技能者」という新しい在留資格制度が始まったことから、外国人労働者は「特定技能1号」または「特定技能2号」の在留資格を有して日本で働くことができるようになりました。これにより、人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある建設業界において、一定の専門性と技能を有し、即戦力となる外国人技能者を受け入れることが可能となったことから、中小規模事業者をはじめとする11職種の建設事業者は、若い外国人技能者を受け入れることで人手不足を補えることができるようになりました。

当会はJACや登録支援機関と連携しながら、会員皆様の経営安定化と健全な発展を支援すべく、外国人技能者支援事業を進めてまいります。

本事業の詳細については、ホームページ<<https://zenchuren-group.jp>> → 外国人技能者支援事業>をご覧ください。

CCUS登録代理申請事業 事業者36件、技能者55人

建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録代理申請は、令和元年10月の事業開始から本年の7月末日時点で、登録済みまたは登録申し込みは事業者36件、技能者55人となっており、事業所の法人・個人に関わらず申請が順調に伸びています。

建設業に従事する技能者は、他の産業従事者と異なり、様々な事業者の現場で経験を積んでいくため、個々の技能者の能力が統一的に評価されにくく、現場管理や後進の指導など一定の経験を積んだ技能者が果たしている役割や能力が処遇に反映されにくい環境にあります。

こうしたことから、技能者の現場における就業履歴や保有資格などを技能者が保持するICカードに業界統一ルールシステムにより蓄積することで、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目的としたCCUSが創設されました。国土交通省では2023年度までにすべての技能者（約330万人）の登録を目指しています。

当会は、CCUSに登録する事業者ならびに技能者に対して、申請手続きの支援事業（提携する行政書士による代理申請）を実施しています。皆様にとって煩雑な作業が伴う登録手続きをサポートしておりますので、是非ご活用ください。

本事業の詳細については、ホームページ<<https://zenchuren-group.jp>> → 建設キャリアアップシステム>をご覧ください。

事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として
「適格請求書等保存方式」
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です!


【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】
登録申請は、**e-Tax**をご利用いただくと**手続きがスムーズです。**

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や領収書その他これらに類するものをいいます。

国税庁
インボイス制度について

専用ダイヤル
【フリー】0120-205-553
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は
国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp/>)の
「インボイス制度特設サイト」
をご覧ください。



(Q9) 建設業許可要件には「適切な社会保険に加入していること」とありますが、具体的にはどのような社会保険に加入していなければならないのでしょうか？

(A9) 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に関して、適用事業所に該当する全ての営業所は適用事業所又は適用事業であることの届出を行っている必要があります。

また、既に許可を受けている場合であっても、令和2年10月1日以降に更新を行う場合は適切な社会保険に加入していなければ更新の許可を受けることができません。

(Q10) 建設業許可要件には「欠格要件に該当しないこと」とありますが、具体的にはどのような欠格要件があるのでしょうか？

(A10) 許可申請者やその役員等（法人の役員その他、相談役、顧問、株主等、法人に対し業務を執行する役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者）、支配人、支店又は営業所の代表者が次に掲げるものに1つでも該当する場合、又は許可申請書もしくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときには許可をしてはならないことになっています。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 不正の手段により許可を受けた等の理由により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- (3) 不正の手段により許可を受けた等の理由により許可の取り消し処分があり、その処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に廃業の届出を行い、届出の日から5年を経過しない者
- (4) (3)において廃業の届出を行った場合において、聴聞の通知の日前の60日以内に、届出を行った法人の役員等、支配人、支店又は営業所の代表者であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- (5) 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は及ぼす恐れが大きいとき、又は請負契約に関して不誠実な行為をしたこと等により営業の全部又は一部の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (6) 許可を受けようとする建設業について営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- (7) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (8) 建設業法、建築基準法・宅地造成等規制法・都市計画法・景観法・労働基準法・職業安定法・労働者派遣法の規定で政令で定めるもの、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法（第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の3（凶器準備集合罪、凶器準備結集罪）、第222条（脅迫罪）、第247条（背任罪））、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (9) 暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (10) 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (11) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(10)又は(12)のいずれかに該当するもの
- (12) 法人でその役員等、支配人、支店又は営業所の代表者のうちに、(1)から(4)まで又は(6)から(10)までのいずれかに該当する者のあるもの
- (13) 個人で支配人、支店又は営業所の代表者のうちに、(1)から(4)まで又は(6)から(10)までのいずれかに該当する者のあるもの
- (14) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

25年度から全建築物に省エネ基準義務化

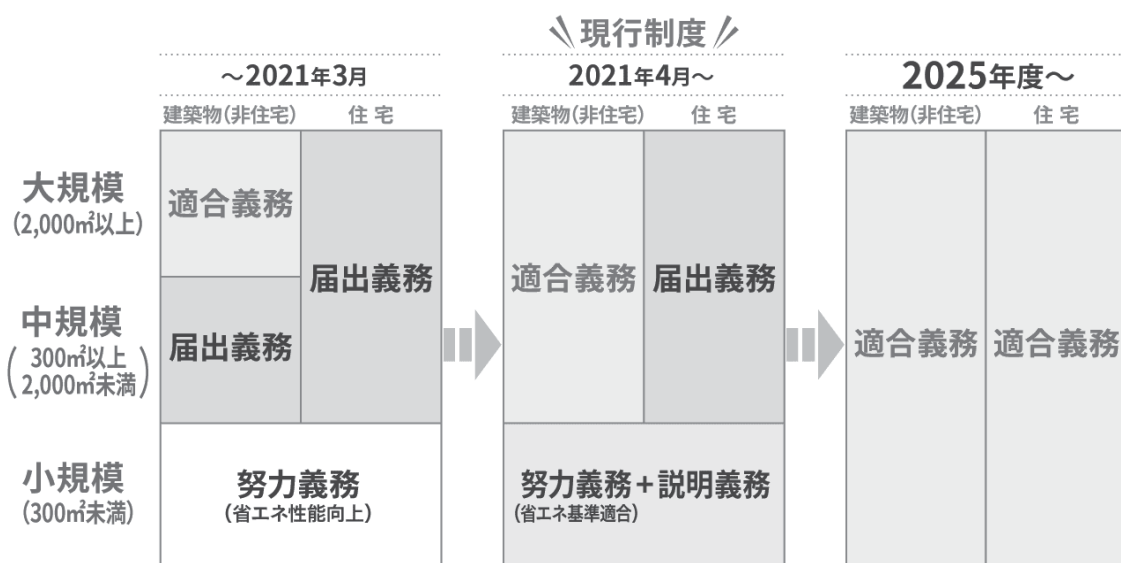
住宅を含むすべての新築物件に、2025年度から省エネ基準適合を義務付ける建築物省エネ法などの改正案が6月13日の参院本会議で可決、成立しました。国土交通省は脱炭素社会の実現に向けて、今後の住宅・建築物については「省エネ対策の加速（新築・既築）」「木材の利用促進」などの観点から省エネルギー対策と建築基準制度の見直しを進めるとし、50年に温室効果ガス排出量をゼロにする政府目標の達成に向けて建築物の省エネ対策が強化されます。

現在の省エネ基準の義務付けは、延べ床面積300平方メートル以上のオフィスビルなどが対象となっていますが、改正法により25年度からは住宅を含むすべての新築建築物に適合され、オフィスに比べて新築の省エネ基準適合が進んでいない住宅への取り組みを強化します。

これに伴い省エネ基準への適合確認が容易な場合（仕様基準）は省エネ適判が不要となり、義務化に伴う負担が軽減されるなど、さらなる簡素化・合理化を進める方針が打ち出されています。このほか、住宅販売事業者による省エネ性能表示を促す仕組みや、既存住宅の省エネ改修に対する住宅金融支援機構の低利融資制度創設などが盛り込まれています。また、建築物の再生可能エネルギー利用を推進するため、自治体が定める区域内では建築士に対して関連する設備の導入効果などを建築主に説明することを求めています。

また、二酸化炭素を吸収する木材の利用についても促進させます。省エネ性能の優れた木造住宅の普及に向けて、強度を確かめる審査手続きが必要な3階建ての対象について、現行の「高さ13メートル」から「高さ16メートル」に緩和されます。

省エネ基準の段階的な適用拡大について



改正建築物省エネ法等の解説動画配信 国交省

国土交通省は「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」に関する説明動画（第1弾）を配信しています。改正建築物省エネ法と改正建築基準法等の全般的な内容のほか、今後の施行時期等を解説・説明しています。

説明時間は約1時間15分。参加費は無料、申込み不要です。

■動画配信を行うURL

<<https://youtu.be/HbLPWbBRWjw>>（国交省HP）

施主さん・元請さんに迷惑をかけないための 総合補償制度

トータルサポートプラン

建設工事28職種（解体業を除く）が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生するさまざまな事故・災害への補償を行うとともに、事業所の経営安定をサポートする保険です。

補償内容は、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート（事業者用・一人親方用の2種類）から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。また、連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、さまざまなリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として、多くの会員事業者の皆様に利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート

<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>

基本補償	工事中の事故(資材の落下で通行人がけがをした、誤って壁に穴をあけてしまった等)のみならず、引き渡し後の事故(家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等)や、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。
保険金額	1事故あたりの支払限度額は「1億円」と「3億円」の2プラン(自己負担額3万円)
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の村会に対する補償」が追加できます。

工事補償サポート<1年間の全ての工事をまとめて補償>

(1) 火災、台風、作業ミス等(自然災害・人的災害)、偶然な事故により工事対象物に生じた損害を補償します。
(2) 工事現場における荷下ろし開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
(3) 工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事用仮設物、工事用仮設建設物及び収容されている什器・備品・工事用材料・工事用仮設材について補償します。
(4) 工事用材料、工事用仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による運送中も補償します。

障害補償サポート<事業者用プラン一人親方用プランがあります>

(1) 業務中にケガ等を負った場合、貴社が災害補償規程に等に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定に関係なくお支払いします。
(2) 補償の対象となる方 <事業者用プラン> 役員・個人事業主・正規従業員・臨時雇従業員(アルバイト)、下請負人及びその構成員(派遣社員は含みません)。親族が従業員である場合も含みます。 ※経営審査事項(W1)で15ポイントの加点が可能です。 <一人親方プラン> 一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者。

中途加入随時受付中

- 全中連では、トータルサポートプランの中途加入を随時受付けています(申込み締切り:毎月20日)。
- 申込み・お問い合わせについては、事務局(TEL 03-5651-7301/担当:佐藤)までご連絡ください。

万が一の時の安心のために！！

病気・ケガによる就業不能中の月々の所得を補

所得補償サポートプラン

所得補償サポートプランは、病気やケガで働けなくなったときに月々の所得を補償する制度で、業務中・業務外を問わず24時間補償します。所得補償保険金額（月額）は10万円・20万円・30万円から選ぶことができます。また、保険料は現場従事者と一般事務従事者の2つのコースに分かれており、事業主・従業員みなさんが加入できる補償制度となっていますので、事業所の福利厚生にお役立てください。

■全中連所得補償サポートプランの特長

1. 全中連のスケールメリットを活かしたお得な保険料を実現！
2. 病気・ケガで入院、医師の指示による自宅療養中の月々の所得を補償！
3. 24時間、国内・国外、業務中・業務外いつでも補償！
4. 最長1年間の長期保証！長期の継続も可能！
5. 加入時の医師の審査は不要！

■制度の概要

1. 保険の対象となる方が保険期間中に病気またはケガにより就業不能となった場合に保険金をお支払いします。
2. 保険の対象となる方は、役員、個人事業主、一人親方、正規従業員・臨時雇用従業員、外国人労働者の方々と、満15歳から満69歳の方が加入できます。
3. 職種（現場従事者・一般事務従事者）により保険料が異なります。
4. 病気やケガで就業不能のときに受取る所得補償保険金額は3コース（Aコース月額10万円、Bコース月額20万円、Cコース月額30万円）から選択できます。

■保険料例 <被保険者1名あたり/年額>

コース名	所得補償保険金額	30歳	40歳	50歳
現場従事者	1か月10万円	15,140円	23,500円	32,570円
	1か月20万円	30,280円	47,000円	65,140円
	1か月30万円	45,420円	70,500円	97,710円
一般事務従事者	1か月10万円	11,200円	22,400円	33,600円
	1か月20万円	17,430円	34,860円	52,290円
	1か月30万円	24,130円	48,260円	72,390円

■ご加入について

1. 保険期間は8月1日（午後4時）～翌年8月1日（午後4時）までです。
2. 8月1日以降も、いつでも中途加入できます。
3. 毎月1日までの受付。翌月1日から補償開始（保険期間は翌年8月1日午後4時まで）です。

■お問い合わせについて

- ・事務局（TEL 03-5651-7301／担当：佐藤）までご連絡ください。
- ・詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。



木住協会員限定解説動画 一般公開中

(一社)日本木造住宅産業協会(木住協)は、これまで木住協会員限定で配信していた建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)と住宅現場の「石綿関連法令」改正に対応するための解説セミナー動画を同会員以外の事業者向けに9月30日までの期間限定で配信しています。

■建設リサイクル法解説セミナー動画

建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)は、建築物等の解体等にあたって、事前届出、分別解体等及び再資源化等を義務付けています。延べ面積80平方メートル以上の解体工事は、対象建設工事になることから、一般的な住宅解体も該当することになります。この動画では、建設リサイクル法の内容とポイントを解説しています。

■石綿関連法令改正解説セミナー動画

「リフォーム／解体でのアスベスト対応の解説」では、2022年4月から義務化されている調査結果報告に関連する内容を中心に解説しています。解体業者だけでなく、リフォーム事業者が行うべき業務の全体像を分かりやすく説明しています。

■配信先

<<https://www.mokujukyo.or.jp/>> (木住協HP)

インボイス制度への対応 登録の選択について

2023年10月1日から「インボイス制度」が導入されます。導入後、消費税の課税事業者は仕入先などから「適格請求書」を受け取れないと、従来のように仕入税額控除ができません。仕入れや外注の際に負担する消費税分は、売り手が交付するインボイスを受け取り保存しなければ控除できないシステムになっているからです。インボイス交付は発行事業者としての登録が必要ですが、登録は課税事業者に限られていることから、免税事業者は課税事業者へ転換するかどうかを選択しなくてはなりません。

「適格請求書」の登録を受けられるのは消費税の課税事業者だけです。免税事業者が登録を受けるには登録と同時に課税事業者になる必要があります(もしくは登録よりも前に課税事業者になっておく)。23年3月31日までに申請をすれば、インボイス制度が始まる23年10月1日から「適格請求書」を発行できるようになります。

免税事業者が課税事業者になるには、本来なら所定の手続きが必要ですが、23年10月1日から「適格請求書発行事業者」になる場合は、同時に課税事業者となるため、別途に手続きをする必要はありません。

登録申請書は個人でも法人でも、免税事業者でも課税事業者でも、国内の事業者なら「国内事業者用」の様式を使います。なお「e-Tax ソフト(WE B版)」か「e-Tax ソフト(S P版)」を使えば、表示された質問に答えていく形式で、簡単にオンライン申請ができます。ただし、オンライン申請にはマイナンバーカード等の「電子証明書」が必須です。

新方式を巡っては、現行制度で納税義務が原則免除される「免税事業者」の取引排除や収入減を懸念する声があることから、国税庁は「免税事業者に適用する経過措置や事務負担軽減措置を周知するとともに、取引先と協議して登録申請の必要性を検討するよう」に促しています。また、「発行事業者の登録は任意です。まずは取引でインボイスの交付が必要かどうか検討してほしい」と呼び掛けています。なお、専用コールセンターに問い合わせることもできます。

■消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

・お問合せ番号 0120-205-553 (フリーダイヤル) 【受付時間 9:00~17:00/土日祝日除く】